

「省エネ基準適合義務制度の解説」の正誤表

2024/11/27

ページ	該当箇所	更新・訂正内容	
		(誤)	(正)
P.8 (スライド P.15)	表中「パターン 2」及び「パターン 5」の「適合判定通知書、計画書の提出」	計画変更の確認申請時に必要	計画変更の確認審査時に必要
P.12 (スライド P.24)	判断チャート内の「省エネ審査・検査の対象外」	下段※参照	
P.17 (スライド P.34)	完了検査申請、完了検査、検査済証交付	—	(掲載漏れのため追加)
P.79	確認申請書第四面記載上の留意事項 【備考】	【備考】 ・建築確認申請は敷地単位でなされるため、既存棟分も第四面・第五面・第六面を作成する ・一方、計画書（省エネ適判申請書）は、省エネ適判を行う棟（新たに新築、増築又は改築を行う棟）分のみ、第四面・第五面を作成する	
			(記載内容に誤りがあったため 削除)

※ P.12 (スライド P.24) 判断チャート内の「省エネ審査・検査の対象外」

(誤)

新3号建築物
・平屋かつ200㎡以下
・都市計画区域等内
であって、
建築士が設計・工事監理

都市計画区域等外で
平屋かつ200㎡以下

省エネ審査・検査の対象外
(審査省略) (確認対象外)

省エネ適判の対象
(仕様基準等)

(正)

2. 省エネ基準適合義務制度に係る手続きについて

非住宅 住宅 国土交通省

省エネ基準適合義務等の判断チャート

Point

- 省エネ基準適合義務の有無、省エネ基準適合に係る審査・検査の要否、省エネ適判対象の適否は用途、規模(面積・階数)などにより決まります。
- 次の判断チャートを利用して省エネ適判の要否等を確認してください。

※1 法の条番号は2025年4月施行後のもの

※2 省エネ基準においては、省エネ計算の対象外となる室用途あり
例:工場の生産エリア、データセンターの電算機室、病院における
特殊な室用途(放射線業務を行う室など)、倉庫における冷凍室
(これらの室と一体不可分で利用される昇降機も計算対象外)

・仕様基準適合又は
・住宅品確法の設計住宅性能
評価書等
を活用

・空調設備を要しないもの
として政令で定める用途
(屋外駐車場、畜舎等)
・文化財等
・仮設建築物

都市計画区域等※1外で
平屋かつ200㎡以下

都市計画区域等※1内で
新3号建築物(平屋かつ
200㎡以下、構造不問)
であって、
建築士が設計・工事監理

建築基準法における
一部規定確認除外
対象に該当

省エネ審査が
容易なものに
該当

法第11条第1項
ただし書き
施行規則第2条

法第11条第1項
(要確認特定建築行為)

法第11条第1項※1

義務化の対象外 (適用除外)

省エネ審査・検査の対象外 (確認対象外)

省エネ適判の対象外 (仕様基準等)

省エネ適判の対象

・適合義務:なし
・建築確認での
省エネ審査・検査:なし
・省エネ適判手続:なし

・適合義務:なし
・建築確認での
省エネ審査・検査:なし
・省エネ適判手続:なし

・適合義務:あり
・建築確認での
省エネ審査・検査:なし
・省エネ適判手続:なし

・適合義務:あり
・建築確認での
省エネ審査・検査:なし
・省エネ適判手続:なし

・適合義務:あり
・建築確認での
省エネ審査・検査:あり
・省エネ適判手続:なし

・適合義務:あり
・建築確認での
省エネ審査・検査:あり
・省エネ適判手続:あり